

JAMの主張

かく闘う I

～24春季生活闘争の取り組み強化を図ろう～

【機関紙JAM・2024年1月25日発行 第300号】

JAMは第43回中央委員会（1月19日）で、「2024年春季生活闘争方針案」を提起・確認した。昨年に引き続き歴史的な物価上昇局面での取り組みとなる。また、これまでの30年間にわたる停滞から脱し、日本経済が成長力を取り戻すための分岐点でもある。すべての単組がJAM方針に準拠し、実質賃金の確保をすべく賃上げの流れを確実なものとしていかなければならない。

昨年の春闘では、これまでとは次元の違う賃上げが実現したものの（産別結成以来、最も高い金額ペア5,330円を獲得したものの物価上昇分の確保には至らず）、格差縮小の取り組みに課題を残した。今春闘では、「物価上昇による実質賃金の低下」に加え、「生産年齢人口の減少による人材不足」、「国際的に見劣りする賃金」、「賃金水準の低下」、「格差拡大」「分配構造のひずみ」等、中長期的な課題を視野に入れて取り組みを推進する。さらには、価格転嫁の必要性についても労使で共有を図る必要がある。価格転嫁問題の解消なくして、日本の企業数の99.7%を占める中小企業の存続基盤維持は困難である。価格転嫁の成否がJAM加盟の8割を構成する中小組合に賃上げの勢いをもたらす。

私たちはこれらのことを踏まえ「賃金水準」にこだわった要求を組織してゆく。

JAM結成以降、大手と中堅、大手と中小、中堅と中小には大きな格差が存在し、この格差は拡大し続けている。価格転嫁の取り組みを推進し、格差の解消をすべく個別賃金要求の取り組みを第一義とする。具体的には、各単組は組合員の賃金ポジションを確認したうえで、JAM組合員の賃金実態にもとづいた「一人前ミニマム基準（第1四分位）」や「標準労働者基準（到達基準・第3四分位／目標基準・第9十分位）」など、あるべき賃金水準への早期到達をめざす。賃上げ要求の方法には「水準要求」、「額要求」、「率要求」がある。JAMは「水準要求」。つまり「個別賃金要求」を大方針として取り組んできたが、要求単組は組織全体の2割強に止まっていることもあって、敢えて「額要求」の基準も示している。「水準要求」は、めざすべき水準への到達を可能にさせるが、「額要求」では格差拡大は防止できても格差縮小には繋がらない。また、「率要求」では当該単組の基礎賃金がベースのため、賃金水準の高い単組と低い単組が同率で要求した場合、格差はおのずと広がる。今こそ個別賃金要求の取り組み強化が求められている。

JAM書記長 中井 寛哉